
那須塩原市公共施設白書

平成 28 年 9 月

那須塩原市

目次

<u>はじめに</u>	1
<u>公共施設白書について</u>	2
<u>第1章 那須塩原市の概要</u>	3
1 市の概況	3
2 本市の地域区分と人口重心	4
3 人口動向	5
4 財政状況	13
<u>第2章 公共施設の状況</u>	26
1 対象施設の類型分類	26
2 公共施設の整備状況	27
3 地域別の整備状況	30
4 公共施設のストック状況	31
5 公共施設のコスト状況	34
<u>第3章 公共施設の更新費用推計</u>	43
1 公共施設の将来の更新費用試算の前提	43
2 公共施設の将来の更新費用試算結果	46
<u>第4章 公共施設類型分類別の分析</u>	48
1 集会施設の状況	53
2 文化施設の状況	56
3 公民館の状況	60
4 図書館の状況	65
5 博物館等の状況	69
6 スポーツ施設の状況	74
7 レクリエーション施設・観光施設の状況	81
8 産業系施設の状況	86
9 学校の状況	90
10 その他教育施設の状況	99

1 1 幼稚園・保育園の状況	106
1 2 幼児・児童施設の状況	111
1 3 高齢福祉施設の状況	116
1 4 障害福祉施設の状況	120
1 5 保健施設の状況	122
1 6 庁舎等の状況	126
1 7 消防施設の状況	130
1 8 その他行政系施設の状況	137
1 9 公営住宅の状況	141
2 0 公園の状況	146
2 1 供給処理施設の状況	151
2 2 その他施設の状況	154
第5章 公共施設地域別の分析	165
1 公共施設類型分類による地域別の施設配置状況	165
2 公共施設地域別の分析	166
(1) 黒磯地域の分析	166
(2) 鍋掛地域の分析	170
(3) 東那須野地域の分析	173
(4) 高林地域の分析	176
(5) 西那須野地域の分析	179
(6) 塩原地域の分析	183
(7) 簠根地域の分析	187
第6章 公共施設の課題と今後のあり方	190
1 公共施設の課題	190
2 那須塩原市の今後の取り組み	191

はじめに

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となってきており、平成26年4月に、国も地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しています。地方公共団体も、その必要性を十分認識しており、喫緊の課題と捉えております。

那須塩原市は平成17年1月に旧黒磯市、旧西那須野町、旧塩原町と合併し、新たな一步を踏み出しましたが、合併前の3市町村が住民福祉の向上と地域振興のために建設した施設を整理、統合せずに引き継いでいるため、人口規模の類似した他自治体と比較して、施設規模や整備時期が似通った施設を多く保有している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本市は「第1次那須塩原市総合計画」を策定し、周辺の環境や景観との調和を基調としながら、計画的な保全と活用、規制と誘導を図り、産業や文化などの地域の特性に応じた活力とやすらぎのあるまちづくりを推進してきました。

しかしながら、今後も進行することが見込まれる人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化などによる利用状況の変化、合併に伴う財政的な特例の終了など、本市の公共施設等を取り巻く環境は予想以上に厳しいものとなっております。

このような現状を踏まえ、本市では、最適な公共施設サービスと財政運営を両立させながら、公共施設を総合的かつ統括的に企画、管理、活用する仕組みである公共施設マネジメントに取り組むこととし、その基礎資料として、市が所有する公共施設等の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「那須塩原市公共施設白書」を作成いたしました。

今後、本白書を活用し、適正な施設配置や公共施設等の長寿命化を含めた保全管理、既存施設の利活用やリノベーションなど、将来を見据えた公共施設等のあり方について、その方針や計画を策定し、公共施設等の適正管理や有効活用に努めてまいります。

平成28年9月

那須塩原市長　君島 寛

公共施設白書について

1) 白書作成の目的

本白書は、用途別・地域別の保有状況、将来必要となる施設等の更新費用や個別施設の利用度・維持管理経費などを明らかにすることを通じて、市民との間で公共施設等に関する問題意識を共有し、今後の施設等のあり方の検討を行うための基礎資料として活用するものです。

また、施設の機能・運営状況・代替施設の有無及び将来の人口動態なども踏まえて、全体的な視点の中で統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに施設等の有効活用を図ることに活用していきます。

国は地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請していますが、その策定に役立てます。

2) 白書で対象とする公共施設

本市は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、多くの市民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐に渡る施設を保有しています。また、道路・橋梁・上下水道施設などのインフラを保有しています。

本白書において対象とする施設は、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを除く、公共建築物の全ての施設を対象としています。

なお、上水道・下水道などの公営企業会計に属する公共建築物は除きます。

3) 対象とする施設の調査時点

本白書に掲載する数値は、平成27年3月31日時点あるいは平成26年度1年間を基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、注記しています。

4) その他

①端数処理について

本白書で取り扱う数値は、金額については単位未満で切り捨て、延床面積等については単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

②年度表記について

主に過年度を表す時は和暦表示、主に未来を表す時は西暦表示を基本としています。

③%（パーセント）表記について

「%（パーセント）」表記は基本的に小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。（最大値と最小値の差が大きい場合など、例外的に小数第2位までを表示する場合もあります。）

④複合施設の計上について

複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。